

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西関宿栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>幸手市大字惣新田字菱沼六三七〇番 二地先から同市大字西関宿字向河岸 二八〇番四地先まで</p>		区 間
<p>八・七五〃 一〇・九九</p>	<p>七・二九〃 一一・〇四</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>五八四・七〇</p>		延長 (メートル)
		備 考